

離島振興対策分科会離島指定検討部会設置要綱（改正案）

平成 24 年 10 月 31 日国土審議会離島振興対策分科会決定

（設置）

- 1 国土審議会令（平成 12 年政令第 289 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、離島振興対策分科会（以下「分科会」という。）に離島指定検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の離島振興対策実施地域の指定等に関する以下の事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

- 一 社会・経済情勢の変化を踏まえた離島振興対策実施地域の指定基準及び指定解除基準についての点検及び点検結果を踏まえた所要の対応等に関する事項

（委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土政策局離島振興課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要綱は、平成 24 年 10 月 31 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和 5 年 5 月 日から施行する。

※下線が改正部分